

JAしまね くにびき地区本部「燦燦会」規約

(名 称)

第1条 本会は、JAしまね くにびき地区本部「燦燦会」と称す。

(目 的)

第2条 本会は、JAしまねくにびき地区本部（以下「地区本部」という）と取引や関係性を有する企業・団体をもって組織し、会員相互の親睦及び情報交換を図るとともに、会員と地区本部の事業発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦及び情報交換会・研究会・講演会等の開催
2. 地区本部と会員の情報交換会・懇談会の開催
3. JA事業・活動及び農業理解促進のための紹介及びPR等の実施
4. その他本会の目的を達成するために必要な地区本部と会員との連携及び交流を促進するための事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、地区本部と取引や関係性を有する企業・団体で、本会の目的に賛同する者とする。

(役 員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 3名（うち1名は地区本部副本部長とする）
3. 委 員 5名程度
4. 監 事 2名

- ② 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、欠員が生じた場合に補充選任された者は、前任者の残任期間までとする。また、追加の場合も同様とする。
- ③ 役員会は、会長、副会長、委員をもって組織し、必要の都度会長がこれを招集する。

(顧 問)

第6条 本会には、顧問を置き、地区本部長等とする。

(事業年度)

第7条 本会の事業年度は、毎年11月から翌年10月までとする。

(総 会)

第8条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長がこれを招集し、議長となる。

- ② 定期総会は年1回（11月）開催し、臨時総会は役員会が必要と認めたとき開催し、会員の過半数の出席により成立する。
- ③ 総会の議事は出席した会員が1票の議決権を有し、可否同数の場合は、議長が決定する。
- ④ 定期総会に附議すべき事項は、次のとおりとする。

1. 入会・退会報告
2. 規約の改廃
3. 事業報告及び収支決算
4. 事業計画及び収支予算
5. 役員の承認及び退任
6. その他重要な事項

⑤ 総会の議事は、議事録を作成するものとする。

(会 費)

第9条 年会費は、25,000円とする。なお、既納の会費は退会、その他の理由によって返戻しない。

(運 営 費)

第10条 本会の運営費は、地区本部からの助成金及び会費をもって充てる。

(入 退 会)

第11条 本会の入会及び退会は、本会事務局に書面により届け出なければならない。

(事 務 局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

② 事務局は、地区本部企画総務部内に置き、企画総務部長を事務局長とする。

(そ の 他)

第13条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会においてこれを定める。

附 則

- 1 本規約は、平成28年11月6日から施行する。
- 2 本規約は、平成30年11月28日に改正する。
- 3 本規約は、令和元年11月15日に改正する。
- 4 本規約は、令和5年11月28日に改正する。

